最終更新日：2015年7月7日

日本KFCホールディングス株式会社

代表取締役社長 近藤　正樹
問合せ先：03-5722-7229
証券コード：9873
http://japan.kfc.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの確立を重要な経営課題のひとつと認識し、組織体制の継続的改善・強化や迅速な情報開示等により、経営の効率性、透明性の向上に努め、企業価値の最大を図ることを基本方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	14,769,105	64.82
日本KFCホールディングスフランチャイズオーナー持株会	269,200	1.18
明治安田生命保険相互会社	110,200	0.48
CBNY-DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES	74,998	0.32
キユーピー株式会社	67,000	0.29
東京海上日動火災保険株式会社	66,000	0.28
株式会社ニチレイフーズ	58,000	0.25
マルハニチロ株式会社	56,100	0.24
日本KFCホールディングス従業員持株会	55,477	0.24
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	55,000	0.24

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	三菱商事株式会社 （上場：東京、名古屋、海外）（コード） 8058

補足説明

当社の親会社は三菱商事株式会社であり、同社は当社の株式14,769,105株（議決権比率66.36%）を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、平成26年4月1日付で持株会社体制へ移行し、商号を日本KFCホールディングス株式会社に変更いたしました。持株会社体制において経営機能と業務執行機能を明確に分離し、当社は持株会社として、グループ全体を俯瞰した戦略的な意思決定や経営資源の最適化を行います。また、当社は親会社である三菱商事株式会社の生活産業グループに属し、事業会社を通じKFC事業とピザハット事業を2本柱としたフードサービスビジネスを国内で展開しております。当社グループは同社の企業グループと事業の棲み分けがなされ、当社グループの自由な事業活動を阻害されるような状況になく、一定の独立性が確保されていると認識しております。なお、同社との取引については、市場価格、総原価を勘案して価格交渉の上、決定しており、少数株主に不利益を与えることのないよう対応しております。
また、同社との人的な関係におきましては、同社から非常勤取締役1名及び非常勤監査役1名が派遣されておりますが、経営に関わる判断はもとより事業活動全般については、当社の機関で決定しており、経営の独立性は確保されております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大島　仁志	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大島　仁志	○	大島仁志氏は、公益財団法人民際センターの理事です。なお、当社と取引上の関係はございません。	同氏はキリンビールホールディングス株式会社常勤監査役を歴任するなど、当社の企業統治において経済及び社会に関する高い見識を活かしていただく為です。なお、当社との間に特別な利害関係はなく、また、特定関係事業者でもないことから独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 常勤監査役（1名）、非常勤監査役（2名）は、協議の上、監査方針・監査計画を立案し業務分担をして、監査業務を遂行しております。

2. 所定の期中監査及び期末監査は、議事録・稟議書・契約書等の書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、監査法人による立会等の方法により監査を実施しております。

3. 各監査役が取締役会に適宜出席し、会社経営状況を把握する他、重要な会議へ出席し、取締役の業務執行状況の監査を実施しております。

4. 監査役は会計監査人と適宜意見交換を行うとともに、四半期毎に当社及びグループ子会社の監査結果の報告を受けております。

5. 内部監査部門として、グループ監査室を設置しております。定期的に内部統制評価委員会を開催し、当社及びグループ子会社の監査状況の報告及び監査に関する意見交換を行い、監査業務の充実を図り、取締役会において内部統制報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木　康夫	他の会社の出身者			△										
由布　節子	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　康夫		鈴木康夫氏は、当社親会社である三菱商事株式会社の出身で、平成25年6月まで勤務しておりました。	同氏は三菱商事株式会社内部統制・監査ユニットマネージャーを歴任するなど、内部統制及び業務監査に関する相当程度の知見を有しており、更なる監査体制の強化を図る事が出来ると判断した為です。
由布　節子	○	由布節子氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のシニアパートナー弁護士です。なお、当社と取引上の関係はございません。	同氏は長年の弁護士として培われた法務知識を生かし、客観的な見地から適切なアドバイスをいただく為です。なお、当社との間に特別な利害関係はなく、また、特定関係事業者でもないことから独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

売上・営業利益等による指標に応じてインセンティブ（役員賞与）を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第46期におきましては、
取締役5名（うち社外取締役2名）に対する報酬額の総額は90百万円、監査役3名（うち社外監査役3名）に対する報酬額の総額は28百万円
としております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会において決議された取締役報酬総額の限度内で、役位、役割、会社業績等を総合的に勘案し算定しております。また、そのプロセス、計算結果につきましては、報酬委員会で審議の上、取締役会で決定しており、透明性は担保されております。監査役の報酬は、株主総会において決議された監査役報酬の総額の限度内で、役割等を勘案して、監査役の協議で決定しております。なお、退職慰労金については、金額及びその算定方法の決定に関する内規を定めております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

常勤監査役には、専属スタッフ1名を配属しております。
また、会計監査人と監査役会及びグループ監査室は、会社法及び金融商品取引法に基づく法定監査の結果報告並びに情報交換や意見交換を随時行うなどの連携により監査の実効性と効率性を確保するようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

a. 現状の体制の概要

当社は企業規模や事業内容から監査役設置会社形態が最適であると判断しております。
会社の機関としては社外取締役1名を含む5名より成る取締役会、社外監査役2名を含む3名により成る監査役会及び会計監査人を設置しております。
ガバナンスの構成としては、当社の現状に即した適切な規模であり、効率的な経営が可能と考えております。
また、社外取締役1名、社外監査役2名を含んだ現状のガバナンス体制は有効であると判断しております。平成27年6月26日開催の第46期定時株主総会決議にて、独立役員の役割を担う社外取締役1名、社外監査役1名を選任しております。
さらに、意思決定・執行内容の性質に応じた会議体を設置することにより、透明性が高く、かつ効率的な企業運営に努めています。
取締役会において、重要な業務執行及び法定事項について決定するとともに、グループ経営に関する意思決定について、事業をまたがる又は影響の大きい戦略及び投資に関しては、グループ・エグゼクティブ・コミッティ（以下、GECと称する。）グループ戦略会議を定期的に開催し、意思決定の質の向上を図っています。

b. 内部監査及び監査役監査の概要

当社及びグループ子会社は内部監査部門として、グループ監査室を社長直属組織として設置し、当社グループの業務執行を、妥当性・効率性の視点から内部監査を行い、適宜、社長への報告を実施しております。
監査役は、監査役会で立案した監査計画に従い取締役の業務執行に対して適法性を監査しております。また、監査役は取締役会などの重要会議に出席し、監査役としての監査が機能するよう体制整備を行っております。また、監査役会は会計監査人と連携し定期的に意見交換や監査結果の報告を受けております。

c. 会計監査

当社は有限責任監査法人トーマツと当社グループの会計監査及び内部統制監査について監査契約を締結しております。法定監査のほか、会計上の課題について適宜協議を行い適正な会計処理を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社形態を基礎として、豊富な経験を持つ社外取締役・社外監査役の選任による経営監督機能の強化や、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図ることにより、経営の健全性・透明性・効率性を確保する為、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	少なくとも法定より2日以上前に発送しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期と期末期に定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに株主通信及び決算短信等を適時開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	企画広報部に選任の担当者を配属しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	飢餓救済プログラムへの参加やスペシャルオリンピックス日本への支援、荒川クリーンエイドによる環境保全活動を適時実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「CSRレポート2014」を当社ホームページに掲出しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及びグループ子会社は、法令・定款に適合し、適正に業務を遂行するために、以下のとおり内部統制システムを構築・運用し、継続的に改善・向上に努めています。

a. 効率的な職務遂行
当社及びグループ子会社は、経営の基本方針を示し、具体的な経営目標を定めるとともに、経営計画を策定して効率的に目標の達成に当たっています。経営目標を最も効率的に達成するよう柔軟に組織編成を行い、適材を配置するほか、組織の指揮命令系統を明確にし、目標達成に必要な範囲で各組織の長及び所属員に権限を付与し、随時報告を求めています。子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、社内規定に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めるとともに、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確認しています。

b. コンプライアンス
コンプライアンス、すなわち、法令を遵守し、社会規範に沿った行動をとることを職務遂行における最優先事項と位置付け、周知徹底を図っています。コンプライアンスを推進するために、コンプライアンス・オフィサーを統括者とする社内横断的な体制を構築するとともに、各種法令に関する研修の実施など、当社及びグループ子会社全体で共通の予防・是正措置を講じています。コンプライアンスに係る状況については、当社及びグループ子会社における各組織から報告を受ける体制のほか、内部通報の制度も設けており、これらを通じ課題の把握と情報共有を行い、取締役会へも定期的に報告を行っています。

c. リスク管理
職務遂行に伴うリスクについては、コンプライアンスリスク、情報管理リスク、環境リスク、自然災害リスク等、様々なリスクの類型を定めています。新たに発生したリスクについては、速やかに責任部局を定めて対応します。当社及びグループ子会社における個別案件の取り組みにおいては、当社担当部局のリスク統括責任者が、全社的な方針・手続に沿って、案件ごとにリスクとリターンを分析・把握の上、所定の決裁権限に従って意思決定を行い、推進・管理しています。個別案件ごとのリスク管理を行うほか、定量的に把握可能なリスクについては当社及びグループ子会社としての全体的なリスク状況を把握し、必要に応じて見直しの上、適切な管理を行っています。また、リスクマネジメント委員会を定期的に開催し、グループ全体で情報共有に努めております。

d. 財務報告
財務諸表の適正かつ適時な開示のために、会計責任者を置いて、法令及び会計基準に適合した財務諸表を作成し、グループ戦略会議やGEC（グループ・エグゼクティブ・コミッティ）での討議・確認を経て開示しております。財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従って、統制活動の推進、モニタリングの実施などを行い、内部統制の有効性確保のための取り組みを連結ベースで進めています。

e. 情報の管理・保存
職務遂行に関する情報については、管理責任者が、内容の重要度に応じて個々に情報を分類して利用者に取り扱いを指示し、情報セキュリティの確保及び効率的な事務処理を行うとともに、執行部門の連絡会議やグループ全体にて報告するなど情報の共有化に努めています。管理責任者は、法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、所定の期間保存します。定めのない情報については、管理責任者が保存の要否及び期間を定め保存しています。

f. 連結経営における業務の適正確保
当社及びグループ子会社ごとに管理担当部局を定め、毎年、各社の業績や経営効率などを定量的に把握し、さらに、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの定性的な課題についても把握に努めています。子会社・関連会社に対しては、役員派遣、合弁契約締結、議決権行使などを通じて、業務の適正確保を図るほか、各社が持続的な成長を実現できるよう諸施策を講じ、連結ベースでの企業価値向上を目指しています。

g. 監査、モニタリング
取締役及び使用人は監査役の監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めております。当社及びグループ子会社の代表取締役社長は監査役と会議等を通じて定期的な意見交換をおこなっております。また、各組織の職務遂行をより客観的に点検及び評価するために、内部監査組織を設置し、定期的に監査を行っています。

h. 監査役
監査役は、当社及びグループ子会社の取締役会及び重要な経営会議に出席して意見を述べるほか、取締役・使用人等と意思疎通を図って情報の収集・調査に努め、取締役・使用人等はこれに協力しています。一定額の損失発生や重大な問題が発生するおそれがある場合は、当社及び当社グループの担当部局の責任者は所定の基準・手続に従い、監査役に報告しています。さらに、監査役からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合、及びコンプライアンス違反事項を認識した場合、監査役に報告を行います。その際、使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇を行うことを禁じます。当社及び当社グループ子会社は監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士などの外部アドバイザーに相談することができ、その費用は会社が負担するものとします。なお、監査役の監査の実効性を高めるために、監査役の職務遂行を補助する組織を設置し、監査役の指示による調査の権限を認めるほか、職務補助者の評価・異動などの人事に際しては、監査役が行うなど、独立性の確保に留意しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及びグループ子会社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否しこれらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持します。当社は、従来より、社内窓口部署を設置し、情報の一元管理、警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携に努めてきており、引き続き、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

別添:コーポレート・ガバナンス体制図

